

千葉県知事選挙に関する新型コロナウイルス感染症対策 Q & A

I 選挙全般

1 千葉県知事選挙は予定どおり実施するのか。

- ・ 予定どおり執行します。

国は「選挙は民主主義の根幹であって、不要不急の外出には当たらない」、「（選挙延期の特例法で対応した）阪神淡路大震災や東日本大震災とは異なる」（内閣総理大臣答弁）としています。

- ・ 選挙の日程は、昨年12月に千葉県選挙管理委員会が決定しました。

なお、告示日は令和3年3月4日（木）、投票日は同年3月21日（日）です。

2 新型コロナウイルス感染症の蔓延が落ち着くまで、千葉県知事選挙を延期しないのか。

- ・ 選挙期日を延長する国の特別措置法がないため、任期までに選挙を行わないと知事不在となってしまうことから、延期する予定はありません。
- ・ 有権者が安全に投票できるよう環境を整えるなどの感染症対策を講じたうえで、予定どおり執行に向けた準備を進めています。

3 緊急事態宣言が発令されているなかでも、投票に行ってもよいのか。

- ・ 投票はもともと外出自粛要請の対象外であることを総務省も示しており、投票に行くことは可能です。
- ・ 投票に行く際は、マスクの着用、咳エチケット、周りの方との距離を保ち、外出前後の手洗いを行う等、感染拡大防止にご協力ください。

4 新型コロナウイルス感染症の蔓延がさらに拡大したら選挙はどうなるのか。

- ・ 国の特別措置法がないため、任期までに選挙を行わないと知事不在となってしまうので選挙は行う予定です。
- ・ なお、投票は外出自粛要請の対象外であり、投票に行くことは可能です。投票に行く際は、マスクの着用、咳エチケット、周りの方との距離を保ち、外出前後の手洗いを行う等、感染拡大防止にご協力ください。

II 投票所・期日前投票所

1 投票所・期日前投票所ではどのような対策を講じるのか。

- ・ アルコール消毒液等の設置
- ・ 投票管理者、投票立会人、投票所スタッフのマスク着用
- ・ 投票所内は扉や窓の常時開放、または定期的な換気の実施
- ・ 記載台、鉛筆等不特定多数が触れる箇所の定期的な消毒の実施
- ・ 使い捨て鉛筆を用意
- ・ 有権者の動線などで、密にならない間隔を確保

2 なるべく混雑を避けて投票に行きたいがどうしたらよいのか。

- ・ 投票日当日は、比較的すいている時間帯での投票や、期日前投票の利用も検討してください。市ホームページに前回の参議院選挙の混雑状況を掲載しているので参照してください。なお、期日前投票所開設後は、各期日前投票所の日ごとの来場状況を掲載する予定です。
- ・ 現在の新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される状況は、期日前投票を行うことができる事由になります。この場合、期日前投票宣誓書事由の「6 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。」に該当します。

3 自宅近くの当日投票所は混雑しているので、別の投票所で投票できるか。

- ・ 投票日当日の投票所は、住所によって指定されているので、指定された投票所（郵送される投票所入場券に記載）以外では投票できません。
- ・ 別の投票所での投票を希望する場合は、期日前投票をご利用ください。（木更津市役所朝日庁舎、富来田公民館、イオンモール木更津の3か所どこでも投票できます。）

4 マスクがないが、投票できるか。

- ・ マスクがない場合は、感染拡大を防止する観点から、布やガーゼで口元を覆う等対策を講じたうえで、投票所に来てください。（投票所の職員にお申し出くだされば配付も可能です。）
- ・ あわせて、咳エチケット、周りの方との距離を保ち、外出前後の手洗いをを行う等、感染拡大防止にご協力ください。

III 投票方法

1 インターネットで投票できるか。

- ・ 投票所で投票することが法律で定められていることから、インターネットでの投票はできません。（公職選挙法第44条）
- 2 郵便など投票所へ行かないで投票する方法はあるか。
- ・ 投票所で投票することが法律で定められていることから、投票所へ行かずに投票することはできません。
 - ・ 身体障害や要介護認定が要件に当てはまり手続きをすれば、郵便等投票は可能です。詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。
- 3 新型コロナウイルス感染症への感染防止を理由に期日前投票はできるのか。
- ・ 新型コロナウイルス感染症への感染防止を理由に期日前投票を行うことは可能です。
 - ・ この場合、期日前投票宣誓書事由の「6 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。」に該当します。
- 4 入院中又は自宅待機中だが、投票はできるか。
- ・ 入院先の病院が不在者投票指定施設であれば、投票したい旨を申請して病院内での投票が可能です。
 - ・ 指定施設でない場合、有権者本人が不在者投票の申請を、名簿登録のある区市町村の選挙管理委員会に請求し、滞在施設の最寄りの不在者投票場所で投票することは可能です。
- ※ 投票のための外出については医師等に確認してください。
- ・ 自宅待機等の場合、投票のための外出については、保健所や医師等に確認してください。
 - ・ 外出が認められ、投票所、期日前投票所に来場する場合は、マスク着用など外出に際し医師等の指示を仰いでください。
 - ・ 感染者等に該当する場合及び感染の疑いがある場合は、投票所の職員にお申し出ください。

IV 開票所

- 1 開票所ではどのような対策を講じるのか。
- ・ アルコール消毒液等の設置
 - ・ 開票管理者、開票立会人、開票所スタッフのマスク着用
 - ・ 定期的な換気の実施
 - ・ 開票作業時のスタッフを密にならないよう配置

- ・ 参観人席をできるだけ間隔を空けて配置
- ・ 参観者に対するソーシャルディスタンスの確保、マスクの着用、咳エチケット等、感染防止に向けた協力依頼等

2 開票に時間がかかることが予想されるが、即日開票を行うのか。

- ・ 選挙の結果をなるべく早く有権者にお知らせすることを目的として、即日開票を実施します。
- ・ 開票所の密集防止のため、開票にあたる人数を減らすことから、開票及び確定には時間がかかる見込みです。

V 選挙運動

1 候補者が街頭演説を自粛している場合、どうしたら政見を入手できるか。

- ・ 選挙公報の配布（新聞折込、広報きさらづ郵送希望者に配布、窓口配布等）
 - ↳ 3月11日頃を予定
- ・ 千葉県選挙管理委員会の HP に立候補者一覧及び選挙公報の掲載